

業務委託の是非について

Q 従業員が社会保険等への加入に難色を示しております。現在の雇用契約を業務委託契約にすることで、それらの加入義務はなくなるのでしょうか？

A 確かに業務委託契約が成立すれば労働者ではありませんので、社会保険等の加入や雇用契約に伴う諸手続きは不要になります。しかし、それは適切に成立すればということで、そのハードルはとても高いです。

例え業務委託契約を結んでいたとしても労働者としての扱いをしていれば、労基法等諸法令が適用され、割増賃金や労働保険・社会保険への加入義務が発生します。

個人との業務委託が適正である判断基準において特に重要なものとして、

①事業者性が認められること

(労働者自身が個人事業主であり、業務に専門性があること)

②指揮命令関係がないこと

(業務の内容や遂行に対し、具体的な指示をしないこと)

③その他

(勤務場所の指定や時間拘束、勤怠管理をしないこと、本人に代わって他の者が業務を行ってもよいか等)等が挙げられます。これらのことから一般的なサービス業や製造業において、個人との業務委託契約が成立することはほとんどないと思われれます。

一方で業務委託が適した業務としては弁護士、社労士等の仕業、デザイナー、ライター、コンサルタント、輸送等があります。

社会保険料等のコスト面ではメリットがありそうですが、労働者にとっては不利な点が多いので注意が必要です。